

ビスマルク社会保険研究の一視角 (2)

—— 経済的必然性論 ——

藤田 伍一

VI

ビスマルク社会保険が、労働者保護立法との対抗関係を基礎にして構想されたことは、よく知られている⁽¹⁾。ビスマルクは、一八七二年、側近の H. Wagnier に「標準労働日」について草案作成を依頼していたが、一八七六年には、これに代えて、社会保険法の原案作成を委託している⁽²⁾。一八七六年九月三〇日付の商務大臣 H. v. Achenbach あての公式文書でも、工場法制定への反対態度が看取される⁽³⁾。おそらく、この間に労働者保護の拡大立法化を断念したものであろう。

ビスマルクが労働者保護立法に否定的なのは、それが「産業負担」として工業の「対外競争力」を害するからであった。たとえば、この時期の労働者保護問題の中心的位置を占めたと思われる「日曜労働の廃止」や「婦女子労働の制限」は、生産減少の一因として、工業の対外競争力、輸出能力を低下させるものと考えていた⁽⁴⁾。それ故に、彼は一八八一年四月二日の Reichs-

tag における演説で、国内産業の対外競争力に言及し、労働者保護に関して、産業負担の行過ぎがないよう警告を発したのであった。Steinle は、一八七七年から八一年にかけて、ビスマルク社会政策は、(一) 国内産業部門間の負担力の観点、(二) 外国に対するドイツ産業の負担力の観点到立脚していた、と述べている⁽⁵⁾。この解釈は、一八七九年保護関税立法による「穀物と鉄」の同盟成立時に重工業部門の海外進出がドイツ資本主義発展の基本条件とされていた点を考慮に入れて、生産拡大と輸出能力の二つの要件を満しうる重工業資本が政策の軸心にあったとみる理解であろう。重工業資本と労働者保護立法との関係については、Cahn が次のように明瞭に規定した。「一八八〇年代の状態は、Reichstag で要求された適度の労働者保護立法、たとえば、日曜休日や婦女子労働の制限を内容とする立法を妨げるものではなかった。ビスマルクがこれに反対したのは、明らかに、一八七〇年代末の関税政策の転換以後、政治的、個人的に親密な関係にあった重工業家グループから、一方的に労働者保護立法の影響について情報を受け、急速にその見解に達したためである」と。

かかる「産業負担」の観点から労働者保護立法の発展はおしとどめられるに至ったが、このことは、けっして重工業資本が、労働力の保全を必要としなかったことを意味するものではない。むしろ「大不況」期の利潤確保は直接生産過程における労働条件の悪化と労働強化を促す要因を持っており、労働力再生産過程への保護的政策を「客観的」に必要としたはずであった。ビ

スマルク社会政策のきわだった特徴は、労働力保全を社会保険制度の機能を通じて図ろうとしたことにある。労働者保護立法の否定を通じて登場したビスマルク社会保険は、いわば、労働力に関して「事後的保護」よりも、「事後的救済」の方を選択した結果であった。しかし、この形態を選ぶためには、二つの前提が必要であらうと思われる。

第一に、産業負担の問題に関連して、事後的救済の方が、事後的保護よりも資本にとって「負担減」であることが前提とならなければならない。これまで検討したところでは、ビスマルク社会保険は、業務上災害と業務外疾病を、「一三週間の「待期」期間を媒介として結合させており、事後的な労働者保護立法よりも、「ビスマルク型」社会保険による事後的な救済の方が資本にとって「安上り」であることが、確認された。⁽⁹⁾ すなわち、ビスマルク社会保険は、その一面において、労働者保護立法の代替物として労働力保全を「安価な」方法で行おうとする、⁽¹⁰⁾ すぐれて資本家的な労働力政策と規定しうるものであった。

(1) Vgl. z. B. Simon, P., *Bismarcks Kampf gegen eine Mediatisierung des Staates durch die Sozialpolitik*, Köln 1935, S. 70. Heyde, L., *Abriss der Sozialpolitik*, 10. Aufl., Heidelberg 1953, S. 44.

(2) Steinle, T., Bismarck als Sozialpolitiker, *Schnollers Jahrbuch*, 64. Jahrg., 1940, S. 744. Vogel, W., *Bismarcks Arbeiterversicherung*, Braunschweig 1951, S. 125.

(3) Simon, a. a. O., S. 45.

(4) Broditz, G., *Bismarcks nationalökonomische Anschauungen*, Jena 1902, S. 142—143.

(5) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages*, 4. IV. 1881, Bd. I, Berlin 1881, S. 711 ff.

(6) Steinle, a. a. O., S. 742. Steinle 氏の期をスマルク社会政策の重要な段階とみている。

(7) Cahn, E., *Bismarck als Sozialpolitiker*, Tübingen 1924, S. 25—26.

(8) Vgl. z. B. Kuczynski, J., *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. 3, *Darstellung der Lage der Arbeiter in Deutschland von 1871 bis 1900*, Berlin 1962, S. 368 ff.

(9) 拙稿「ビスマルク社会保険研究の一視角(1)——経済的必然性論——」『一橋論叢』一九七一年五月号、参照。

III

直接的生産過程における「事後的保護」よりも、労働者の生活過程における「事後的救済」の方を選択する第二の前提として、回復不能の損傷労働力に見合うだけの健全な労働力を補給しうる用意がなければならない。⁽¹¹⁾ もし損傷労働力の回復不能部分の増大にもかかわらず、これを補充しうる給源がないのであれば、資本は、やはり直接的生産過程で労働力を保護し、事前に労働力の酷使と磨滅を防止しなければならないであろう。

ビスマルク社会保険成立の背後には、いかなる労働力給源が存在したのか。

ドイツ社会経済史の領域では、一八六〇—九〇年代に、農業労働力の「移動」による工業労働力への転化が指摘されている⁽²⁾。それによれば、西部重工業の飛躍的發展を支えた労働力給源は、農業の剰余労働力の非回帰的な「移動」が主体を成していた。人口研究史の区分に従えば、人口移動は「国内移住」Binnenwanderungと「海外移住」Auswanderungの運動系統に分けられる。一八七〇年までの人口移動は、北アメリカへの「海外移住」を主としており、「国内移住」は Rhein-Mein 等の西部重工業地帯を軸心とする「短距離移動」であった⁽³⁾。しかもこの時期は西南部ドイツを主軸とした人口移動であり、まだ東部ドイツの農業人口をまき込んだものではなかった。東部ドイツから西部重工業地帯への人口移動、すなわち、ドイツ人口史上、「決定的な意味」をもつ「東から西へ」の労働力移動は、一八七〇年代に、むしろドイツ農業内部の要因に基づいて生じたものであった⁽⁴⁾。

Born によれば、「東から西へ」の労働力移動は次の三つの要因に支えられていた⁽⁵⁾。

第一は、東部ドイツの農業地域の、耕地拡大の限界による土地制約から、人口増加分の内部吸収ができなくなったこと、第二は「三圃制経済 Dreifelderwirtschaft から、輪作経済 Fruchtwechselwirtschaft への移行に伴なう農業労働制度の变化、特に、Instleute-Junker 関係の解体と Deputant 季節労働

働者の比重が増大したこと、

第三は、一八七八—七九年を頂点とする農業恐慌によって、農業賃金と工業賃金の格差が拡大したこと、であった。

「東から西へ」の労働力移動は、その初期において、Ost-, Westpreußen, Schlesien, Pommern, Posen の各州から当時の工業中心地 Berlin に向ったと推測されている。一八七〇年代の運動は、中部ドイツの工業地帯への移動を主流としていたが、一部はすでに Rheinland や Westfalen にも進出していた。しかし、一八八〇年以降は、Preußen の東部諸州から、中間帯を跳躍して Ruhr 地方へ流入する「長距離移動」が特徴的である⁽⁷⁾。

これを翻って、西部重工業の立場から言えば、一八八〇年代の「東から西へ」の労働力移動の経済的重要性は、二つの理由に基づいていた。その第一は、生産拡大に伴なう需要労働力が西南部ドイツの農業地帯や隣接諸州から十分に補給されなくなったこと、第二は、一八八〇年代の東部人口移動の主流が「海外移住」であったこと、である。一八七〇年代を通じて、下火であった「海外移住」は、一八八〇年を境にして急激な増大に転じている⁽⁸⁾。

従って、ビスマルク社会保険の背後にある労働力給源は、ユニカー経済の常雇労働力体系から季節労働を主体とする労働力体系への転換に伴なって、解体され、放出された自由労働者——主に Einlieger, Gesinde, Häusler——に求められなければならなかった。すなわち、西部重工業の労働力給源は、「海外

移住」の運動系統を「国内移住」の運動系統に変えて、西部重工業地帯に「長距離移動」として吸引すべく「政策的」に創出されねばならなかったと思われる。ビスマルクが「Reichstagで再々度」「輸出を促進する」といって……「海外移住」を阻止するところである」と述べたのも、労働力給源を政策的に確保しようとする重工業資本の意向を代弁したものであった。

(1) もともと生産拡大の方向をとりつづけるなら、単に損傷労働力の回復不能部分の補充だけでなく、それ以上の労働力給源をもたねばならなうであらう。

(2) Hoffmann, W. G., *Das Wachstum der deutschen Wirtschaft seit der Mitte des 19. Jahrhunderts*, Berlin/Heidelberg/New York 1965, S. 178 ff. Koch, M., *Die Bergarbeiterbewegung im Ruhrgebiet zur Zeit Wilhelms II.*, Düsseldorf 1954, S. 11—20. Bechtel, H., *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert*, München 1956, S. 28—29, 274.

(3) Born, K. E., *Der soziale und wirtschaftliche Strukturwandel Deutschlands am Ende des 19. Jahrhunderts*, *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 50, 1963, S. 362.

(4) Edenda, S. 364.

(5) Oppenheimer, F., *Das Goltzsche Gesetz*, *Schnollers Jahrbuch*, 56. Jahrg., 1932, S. 535 ff.

(6) Born, a. a. O., S. 362.

(7) Edenda, となえ、Ruhr 地方におけるプロイセン京部諸州出身人口は、一八七一年—一万人、八〇年—二万九千人、八五年—四万三千人である。(Koch, a. a. O., S. 11.) 一八八一—九〇年に、およそ五〇万人が「東から西へ」移動した。(Bechtel, a. a. O., S. 274.)

(8) Edenda, S. 274—275. Hoffmann, a. a. O., S. 172—173.

(9) Rosenberg, H., *Große Depression und Bismarckzeit*, Berlin 1967, S. 40. 一八八〇—九三年に一八〇万人が海外に渡った。

(10) 原田博「一九世紀末、東ドイツにおける農業労働者問題」『経済学研究』第二七巻、一九六一年、参照。Vgl. z. B. Bechtel, a. a. O., S. 272—275.

(11) Wehler, H.-U., *Bismarck und der Imperialismus*, Köln/Berlin 1969, S. 157.

Ⅳ

ドイツにおける「大不況」の過程を景気政策の観点から検討した⁽¹⁾ Rosenberg は、当時の労働者階級をビスマルク社会保険との関連から次の三階層に分類している。⁽²⁾第一階層は、労働者階級の大部分を占める就業労働者層である。第二階層は、景気後退期に表面化する「流動性」の高い景氣的失業者層である。第三階層は、痼疾者等の長期的な労働不能者を主体とする層である。Rosenberg は、労働者の三階層分類を通じて、ビスマル

ク社会保険の政策的意図が、第一階層への「しめつけ」にあったことを示唆している。すなわち、生産過程から脱落した損傷労働力を回復させ、再度、生産過程に復帰させる機能を重視しているように思われるが、第一階層の労働者は、すでにビスマルク社会保険成立前から各種救済金庫に帰属しており、社会保険成立は、必ずしも彼らに「経済的」な意味でプラスとは評価できないという⁽³⁾。たしかに、救済法に抵触する第三階層を保険制度に吸収することによって、救済法行政の担当者であるのや meinde の財政負担を軽減し、本来、生産費に属すべき災害保険費用を疾病保険に転嫁している事実を觀れば、第一階層に対する「抑制」的傾向を免れなかったと考えられる。この点から、ビスマルク社会政策は雇主保護政策との規定を受けたのであった。

しかし、第一、第二階層の労働者に対して、各種救済金庫間の「移動性」を与えた点は、ビスマルク社会保険の「積極的」側面として評価されてよいであろうと思われる。Brentano の指摘するように、一八七〇年代には各種救済金庫の混在にもかかわらず、相互の連絡がないため、退職、移転等の「移動」はただちに、組合員資格と給付請求権の喪失につながっていた⁽⁴⁾。その上、当時の景気後退期には、きわめて「流動性」の高い第二階層の存在が注目されており、かかる意味で、労働力の「移動性」を「経済合理的」に確保する必要が生じたものと思われる。それゆえ、Peschke の所説は、救済金庫間の格差解消とその統一整備を図ることによって、労働力移動を円滑にし、工業

全体への労働力供給を調整する視点を含むものであった。

けれども救済金庫間の円滑な移動の法的保証は、重工業内部の経営内疾病金庫の優位性を印象づけた。「大不況」の過程で、生産拡大を基調とした西部重工業部門は、景気の後退にもかかわらず、活発な労働力需要構造をもつとみられたが、救済金庫制度の統一整備は、まさに重工業資本への労働力調達の経路を確立するものであった。従ってビスマルク社会保険は、第一階層、第二階層に集積する移動性労働力を法的に整備された経路を通じて、たえず吸引する政策、すなわち Kuczynski の指摘する重工業資本の労働力定着策として出現したのであった。もとより、第一階層には労働力給源として限界があり、重工業資本は「積極的」な労働力給源確保を第二階層に求め、「東から西へ」の労働力移動を促進したものと解される。かかる意味で、ビスマルク社会保険は、「東から西へ」の移動労働力を、(一)地帯別、産業別 (Peschke) (二)企業別 (Kuczynski) に吸引する構造をもつものであった。

(1) 例えば、一八七八年社会主義者鎮圧法の性格を、景気刺激策として企業家精神を鼓舞すべきものと考えている。

(Rosenberg, a. a. O., S. 206—208.)

(2) Ebenda, S. 215.

(3) Ebenda.

(4) Peschke, P., *Geschichte der deutschen Sozialversicherung*, Berlin 1962, S. 143. Cahn, a. a. O., S. 21. Rosenberg, a. a. O., S. 216.

- (5) Ebenda, S. 215—216.
- (6) Brentano, L., *Mein Leben im Kampf um die soziale Entwicklung Deutschlands*, Jena 1931, S. 115.
- (7) Peschke, a. a. O., S. 142 ff.
- (8) 前掲拙稿(『一橋論叢』)参照。Vgl. Reichwein, R., *Funktionswandlungen der betrieblichen Sozialpolitik*, Köln/Opladen 1965, S. 18—30.
- (9) Kuczynski, a. a. O., S. 87—95.

IX

一八七一年帝国雇主賠償責任法の改正問題に端を発するビスマルク社会保険の成立過程は、著しく西部重工業資本のインタレストに彩られている点に注意を引くであろう。保護関税獲得のため、一八七六年に結成された「ドイツ工業家中央連合」に結集する重工業資本家の動向、公法的災害保険への転換に際して果たした「バーレ意見書」の役割、Reichstag における K. H. v. Stumm を先頭とする重工業資本家の代表政党「帝国党」の与党的役割等、ビスマルク社会保険成立にあたって共通して認められる側面は、重工業資本の積極的な態度であった。

今、マルクスの資本循環範式 $G-W \begin{matrix} A \\ P_m \end{matrix} \dots P \dots W' - G'$ を例にとつてその理由を説明すれば、 P の直接生産過程は、生産増大の傾向をとる重工業資本にとって法的規制を受くべからざる過程であった。そのため労働者保護立法は否定的ならざるを得ず、これに代つて社会保険が登揚したのである。そしてその

構造は、災害、疾病等の事故によって生産過程から脱落した損傷労働力を $W'-G'$ の流通過程において回復させ、労働力を再生産しようとするものに外ならなかった。しかし $W'-G'$ の過程で労働力保全を図るためには、 P における労働力の事前的保護よりも $W'-G'$ における事後的救済の方が、資本にとって「負担減」であり、かつ、 $G-W$ の過程で回復不能の労働力に見合う新規の労働力を調達しようという二つの前提が確保されねばならない。業務上災害と業務外疾病の結合による「待期」期間の設定は、資本の負担減を実現すべきものであった。

また、「東から西へ」の移動労働力は、確保すべき重要な労働力給源をなしたのである。ドイツ資本主義構造の特質の一つとして、「流通過程の優位性」が言われる如く、ビスマルク社会保険の「経済的必然性」は、西部重工業資本の労働力再生産機構を確立し、その再生産過程を確保すべきものとして、すぐれて「流通過程」に介入した政策であったのである。

ところで、ビスマルク社会保険を、重工業資本の労働力再生産過程の確保策と認めるには、少なからず、社会政策論の見地から問題を提起することになるであろう。それは、「経済的必然性」と「社会的必然性」の統一的視点をめぐる問題に帰着するであろうと思われる。この点に関して注意を要するのは、社会保険の対象とした「労働者」が「社会的必然性」論と「経済的必然性」論で基本的に異なることである。社会的必然性論で検討したところでは、一八七〇—一八〇年代の社会民主党系労働運動の主体は、Zunft 系譜に属する手工業者層の後継者であつて、

まだ近代的工場労働者を主体とするものではなかった。⁽⁴⁾社会民主党員 A. Geib の作成したテールンによれば、当時の有力な労働組合は、大部分が、印刷工、大工、指物工等の労働者層を構成員とするものであった。⁽⁵⁾そして、ビスマルク社会保険の「社会的必然性」はかかる労働組合の強力な支えとなった「共済金庫」を弾圧することにより、労働運動全般の瓦解を狙いとしたのであった。

これに対して、近代的工場労働者は、就業規則や経営内疾病金庫を前にして、運動基盤を失っていた。⁽⁶⁾さらに、西部重工業地帯では、各種の「社会主義者鎮圧法」がすでに効力を有しており、厳しい雇主の監督の下に、労働運動への接近が妨げられていた。⁽⁷⁾従って、重工業資本が、社会保険を要求するに至ったのは、やはり、「労働力」の視점에立っていたからではあるまいか。この帰結がゆるされるとすれば、ビスマルク社会保険は、労働力政策と労働者政策の視点を、災害保険と疾病保険の結合によって、あわせもっていたと解されよう。その限りにおいて、一八八三年疾病保険は、両者の視点を統一する、極めて重要な

政策手段であったといえるのである。

(1) 前掲拙稿『「橋論叢」』、参照。

(2) 松田智雄「ドイツ資本主義構造論に寄せて」『国民経済の諸類型』松田智雄・川島武宣編、岩波書店、一九六八年、五〇三頁。

(3) 「経済的必然性」論と「社会的必然性」論の統一視点の重要性については、大陽寺順一「社会政策本質論争の現段階」『「橋論叢」一九六〇年一〇月号、一二三頁以下、参照。

(4) Engelberg, E., *Revolutionäre Politik und rote Feldpost, 1878—1890*, Berlin 1959, S. 137—138.

(5) Fricke, D., *Die deutsche Arbeiterbewegung 1899—1890*, Leipzig 1964, S. 306—307.

(6) Rosenberg, a. a. O., S. 226. Engelberg a. a. O., S. 138.

(7) Rosenberg, a. a. O., S. 206. (完)
(「橋大学大学院博士課程」)